

(地震 J SHIS)

平成 28 年熊本地震においては、当町で最大震度 5 強を観測し、住家被害が 2,000 世帯以上にのぼった。町の北西部、南部には断層帯が横断しており、地震については今後も警戒が必要で、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 6~26 %の確率で発生すると言われている。



(その他)

町内の東部から緑川へ流入する無数の支流では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成 28 年の梅雨期の豪雨において 1 時間あたり 150mm 以上の雨量を観測し大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

また、町の中心街の一部は密集地を形成し、夏季は用水路により水利が確保されるが、冬季における火災の発生は、密集地の大半を焼失する危険にさらされている。

(感染症)

感染症には、インフルエンザのように人から人にうつる感染症のほかに、破傷風や日本脳炎のように人から人にはうつらず、傷口から、あるいは動物や昆虫から、感染する感染症も含まれています。

感染症は、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性があり未知の感染症である新感染症が発生し、世界的規模の流行を起こすことが懸念されてきた。

現在、新型コロナウイルスといった病原性の高い新種の感染症が世界的に流行し猛威をふるっている。当町においても、新規感染者の発生が確認されている。感染症対策においては外出自粛等の要請により、町民の生活や経済・雇用が不安化する中で、働き方にも変化が求められ、経営の在り方にも大きな変革が迫られている。

(2) 商工業者の状況(H26年経済センサス基礎調査)

- ・商工業者等数 413人
- ・小規模事業者数 351人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事務所の立地状況等)
商工業者	卸売業・小売業	112	85	甲佐・竜野地区に多い
	建設業	88	86	白旗・乙女地区に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	51	48	甲佐・竜野地区に多い
	製造業	45	38	白旗・乙女地区に多い
	宿泊業・飲食業	25	19	甲佐地区に多い
	その他	92	75	町内に広く分布している
	合計	413	351	

当町の小規模事業者数は、建設業(27%)が最も多く、卸・小売業(27%)と続き、従業者別では製造業(誘致企業あり)が多いのが特徴である。

地域商業の特色としては、令和2年に3件の宿泊施設ができ、地元観光地への滞在時間、交流人口の拡大を図っている状況にある。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ①地域防災計画、業務継続計画、受援計画等の災害対応のための計画・マニュアルの検討・策定
- ②大規模水害発生を想定したハザードマップの作成
- ③防災施設・設備の充実
- ④防災訓練の実施と地域防災リーダーの育成、自主防災組織の活動支援
- ⑤甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

(1) 災害に対する取組

- ①BCP策定セミナーの開催(2017年3月9日・10日)
- ②BCPに関する国の施策の周知
- ③損害保険への加入促進
- ④安否確認システム「商工会災害システム」の導入

(2) 感染症に対する取組

- ①地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口の設置や緊急相談会の開催
- ②感染症の拡大を防止するための、イベントの中止や延期

II 課題

1. 事業継続計画（BCP）の重要性の周知や策定に関するセミナーを開催してきたが、小規模事業者の意識や関心の高まりにつなげられていない。策定に取り組む小規模事業者も増加しておらず、感染症及び自然災害への事前対策である事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画が進んでいない。
2. 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。
3. 緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
4. 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

III 目標

1. 小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
2. 災害対応のノウハウの蓄積と BCP 対策支援を行える職員の育成、小規模事業者における事業継続計画（BCP）（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）もしくは事業継続力強化計画策定の推進を進める。事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社を活用することにより、地域内事業者を対象とした事業継続力強化計画に関するセミナーを年に 1 回実施する。
開催通知は、対象者への郵送及び当会と当町広報のホームページにて情報発信する。
事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取り組み状況の確認、必要に応じて見直し修正を行う。
3. 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
4. 発災後、速やかな復興支援策を行う。また域内において感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

令和2年に作成した「甲佐町商工会 新型コロナウイルス感染症対策」や令和3年1月作成した「甲佐町商工会 事業継続計画」、「甲佐町における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、「甲佐町総合防災マップ」に記載のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会の会報や町広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<定量目標>

事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画 10件/5年の策定支援を目指す。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
策定件数	2	2	2	2	2

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成25年3月「甲佐町商工会 危機管理マニュアル」を作成済みであるが、これを基に、令和3年1月「甲佐町商工会 事業継続計画」として内容を更新した。
（計画関係書類 別添）

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等、専門家派遣を依頼し、会員事業者外も対象とした普及啓発セミナーや事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の策定支援、損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画等の取組状況の確認
- ・当会と当町との間で随時状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。安否確認システム「商工会災害システム」、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、甲佐町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ①当町職員の登庁基準…別に定める町地域防災計画に依る。
 - ②当会職員の出勤基準…下記に依る。
 - 豪雨の場合の対応：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 - 地震の場合の対応：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、地震の収束状況をみて出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

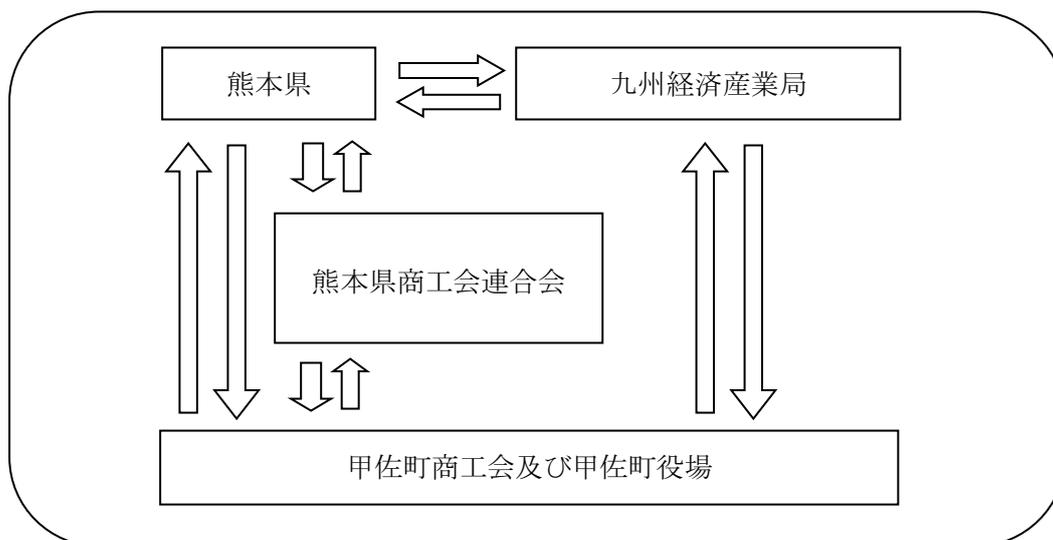
発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間以降	1週間に1回共有する

※被害が確認されない場合は、報告を行わない。

- ・ 感染症に関しては、当町で取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとする。
- ・ 当会は、原則「商工会災害対応システム」に会員事業者・職員・商工会館の被害状況（写真送信可）を入力し、被害状況を把握する。被害状況は、当町と情報共有する。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、熊本県商工振興金融課あてメールにて当会又は当町より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて、当会又は当町より熊本県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県商工会連合会や熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当会と当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

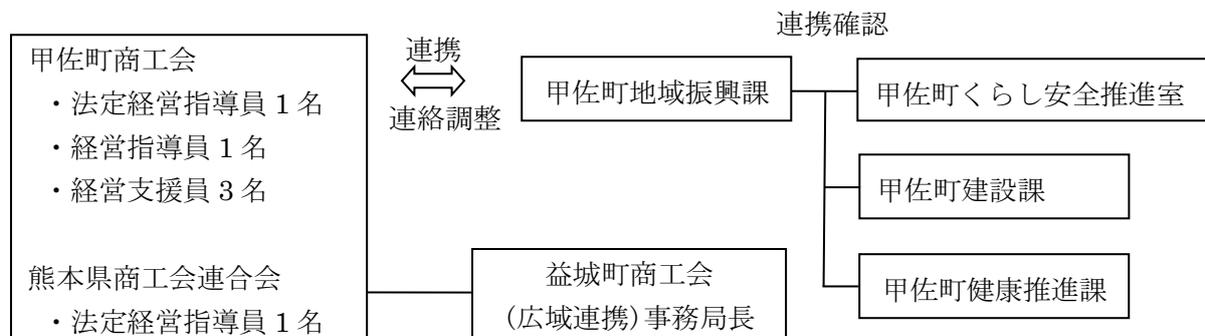
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1)実施体制



(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

甲佐町商工会 経営指導員 鈴木寛明 (連絡先は後述 (3) ①参照)
熊本県商工会連合会 経営指導員 井上知輝 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3)商工会、関係市町村連絡先

①商工会

甲佐町商工会
〒861-4607 熊本県上益城郡甲佐町豊内 719-2
TEL : 096-234-0272 FAX : 096-234-0363 E-Mail : kosa@titan.ocn.ne.jp

熊本県商工会連合会
〒860-0801 熊本市中央区安政町 3-13
TEL : 096-325-5161 FAX : 096-325-7640 E-Mail : info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

甲佐町役場 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町豊内 719-4
TEL : 096-234-1111 (代表)

地域振興課 (甲佐町役場内)

TEL : 096-234-1154 (直通) FAX : 096-234-3964 E-Mail : chiiki02@kosa.kumamoto.jp

くらし安全推進室 (甲佐町役場内)

TEL : 096-234-1167 (直通) FAX : 096-234-3964 E-Mail : kurashi01@kosa.kumamoto.jp

建設課（甲佐町役場内）

TEL：096-234-1183（直通） FAX：096-234-3964 E-Mail：kensetsu01@kosa.kumamoto.jp

健康推進課（甲佐町役場内）

TEL：096-234-8711（直通） FAX：096-235-8713 E-Mail：ayumi01@kosa.kumamoto.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	84	84	84	84	84
・セミナー開催費	27	27	27	27	27
・郵送費	22	22	22	22	22
・資料印刷費	10	10	10	10	10
・防災、感染症対策費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊本県補助金、甲佐町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等